

別 記

第1号様式(第4条第1項)

第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

習志野市長 印

あなたは、次のとおり習志野市受動喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、重点区域(駅周辺)において喫煙をしました。

これは、同条例第11条第1項の規定により過料処分の対象となります。

違反日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
違反場所	習志野市

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。	
	署 名	

第2号様式(第4条第2項)

第 号
年 月 日

過料処分通知書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日
連絡先			

習志野市長 印

あなたは、次のとおり習志野市受動喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、重点区域(駅周辺)において喫煙をしましたので、同条例第11条及び習志野市受動喫煙の防止に関する条例施行規則第4条第3項の規定により金2,000円の過料に処します。

違反日時	年 月 日() 午前・午後 時 分頃
違反場所	習志野市

別途納入通知書又はこの場で現金によりお支払いください。

(教示)

第3号様式(第5条)

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 氏 名	年 月 日 生
上記の者は、習志野市受動喫煙の防止に関する条例第11条第2項の規定により、過料に処するための手続その他の行為を行う職員であることを証明する。		
年 月 日 発行		習志野市長 印

(裏)

習志野市受動喫煙の防止に関する条例(抜粋)

(重点区域の指定)

第6条 市長は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域として、次に掲げる区域を重点区域として指定することができる。

(1) 市内の駅周辺の路上等

以下 略

(喫煙の禁止)

第7条 市民等は、重点区域において、喫煙をしてはならない。

(過料)

第11条 第6条第1項第1号に掲げる区域であって、市長が重点区域に指定した区域(当該区域において現に運行している自動車の内部を除く。)において喫煙をした者は、1万円以下の過料に処する。

2 市長は、過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。